

鳥インフルエンザの防疫対策の強化について

韓国や台湾等の近隣諸国で、鳥インフルエンザが発生しています。
本格的な渡り鳥の飛来シーズンを迎えるにあたり、あらためて鳥インフルエンザの防疫対策の点検をお願いします。

◎飼養衛生管理基準の遵守

特に、農場内への病原体の侵入を防ぐために・・・

- ✓農場出入口や鶏舎周辺の消毒(石灰散布等)をしましょう。
- ✓鶏舎の防鳥ネットが破れていませんか？鶏舎を点検して、野鳥や野生動物の侵入を防ぎましょう。

◎異常確認時の早期通報の徹底

日頃から飼養する家きんの健康観察を行いましょう。

特定症状を示した場合や異常が認められた場合には速やかに家畜保健衛生所に通報してください。

特定症状

- ① 鶏舎ごとに**1日の家きんの死亡率が直近21日間における平均死亡率の2倍以上**になった場合。
- ② 感染の疑いを否定できない家きんがいる場合
・**鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している**
・**5羽以上の家きんが、まとまって死亡、又はまとまってうずくまっている**
- ③ 民間獣医師等が行った簡易検査キットや抗体検査による陽性を確認した場合

100羽以上飼養する農家を対象に飼養衛生管理基準の遵守状況や鶏舎の点検・確認を行います。10月から家畜保健衛生所職員が順次巡回しますので、ご協力をお願いします。



家さんの所有者又は獣医師が 異常家さん等を発見した際の家保への届出について

